

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

健康保険の切り替えはお早めに

退職したとき（扶養から外れるとき）のお手続きは、事実発生日から5日以内に事業主が「資格喪失届（被扶養者（異動）届）」を日本年金機構にご提出ください。有効期限内の資格確認書をお持ちの場合は、あわせて日本年金機構へご返却ください。有効期限が切れた資格確認書、資格情報のお知らせは返却不要です。

届書とあわせて
返却をお願いします



資格確認書（お持ちの方のみ）

※資格確認書が使用できるのは退職日までです。
有効期限が切れた資格確認書はご自身で廃棄してください。

ご自身で廃棄してください



資格情報のお知らせ



従来の保険証
（お持ちの方のみ）

❗ 退職後の健康保険については裏面をご確認ください

📞 資格確認書の返却についてのお問い合わせはこちら▶レセプトグループ TEL:0857-25-0050（音声案内③）

令和8年3月分（4月納付分）から 保険料率が変わります



健康保険料率

令和8年2月分（3月納付分）まで

9.93%

令和8年3月分（4月納付分）から

9.86%

介護保険料率

令和8年2月分（3月納付分）まで

1.59%

令和8年3月分（4月納付分）から

1.62%

新設

令和8年4月分（5月納付分）より 子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て
支援金率

健康保険料率・介護保険料率と
変更時期が異なりますので
ご注意ください。

令和8年4月分（5月納付分）から

0.23%

📞 保険料率についてのお問い合わせはこちら▶企画総務グループ TEL:0857-25-0050（音声案内④）

退職後の 健康保険（任意継続健康保険）のご案内

被保険者の方が退職などで健康保険の資格を喪失した場合、ご自身で次の健康保険の加入手続きが必要です。健康保険制度によって手続き先や手続き方法が異なりますので、保険料等を比較し、手続きを行ってください。

加入先	任意継続健康保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
加入条件	①退職日までに 被保険者期間が継続して2か月以上 あること ② 退職日の翌日から20日以内(必着) で資格取得申出書を提出すること	お住まいの市町村役場へご確認ください	ご家族が勤務している事業所へご確認ください
手続き先	お住まいの 協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市町村役場の国民健康保険の窓口	ご家族が勤務している事業所へご確認ください
保険料	退職時の保険料の約2倍の額 ※保険料は上限があります ※保険料率の改定等により保険料が変更になる場合があります	前年の所得等により決まります 詳しくは市町村役場へご確認ください	原則負担はありません

任意継続健康保険を希望される場合は 次のいずれかがあると資格取得の手続きがスムーズです

- 資格取得申出書の健康保険資格喪失証明欄(事業主記入用)に事業主の証明を受ける
- 退職日が確認できる書類を添付する
(例) 退職証明書のコピー・雇用保険被保険者離職票のコピー・健康保険被保険者資格喪失届のコピー等



事業主の証明や、退職日が確認できる書類がなくてもお手続きは可能です。

- マイナンバーカードを持っていない ●マイナ保険証の利用登録をしていない 等
資格確認書が必要な場合は「**資格確認書交付申請書**」もご提出ください。

電子申請サービスをご利用いただけます！



令和8年1月13日より、協会けんぽの電子申請サービスがスタート！
「任意継続資格取得申出書」など、ほぼすべての書類がスマートフォン・タブレット・パソコンから申請いただけます。



電子申請サービスの対象書類やご利用方法などはこちら

任意継続健康保険についてのお問い合わせはこちら ▶ 業務グループ TEL:0857-25-0050 (音声案内①)

最新情報を続々配信中！
LINE公式アカウント、メールマガジンの登録をお願いします！



LINE公式アカウント



メールマガジン



「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ

〒680-8560
鳥取市今町2丁目112番地
アクティノ丸総本社ビル 5階

全国健康保険協会
鳥取支部

TEL

0857-25-0050 (代表)